



# 埼玉県報

第 2 4 7 4 号  
平成25年3月12日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [寄居都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道保谷志木線\(志木市本町一丁目\)の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道加須北川辺線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県指定有形文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定無形民俗文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定解除\(生涯学習文化財課\)](#)
- [平成25年3月定時登録日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

## 規 則

彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一二 一二三

彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二 九四）の一部を次のように改正する。

別表自治人材開発センターの項及び同表備考第一項第一号中「及び自治人材開発センター」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第二百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人たびだち

三 代表者の氏名

雨海 順子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市柳崎四丁目二十八番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、川口市とその周辺の障害児・者への生活サポート事業及び通所介護（デイサービス）事業を行う事によって、障害児・者とその家族が孤立することなく安心して地域活動に参加して行けるように、又、高齢者並びに健康障害を有する地域住民に対し、訪問看護事業を行う事によって福祉の増進に寄与する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ともくん家
- 三 代表者の氏名  
田中 育子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市川口二丁目十五番一 三 四号ソフィア川口ヴェルデ
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、個々の能力を十分に発揮できるように育み、心身の調和的な成長を図ることを目的とする。さらに障害者が自分らしく安心して生活できるような社会創造に取り組み、福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年三月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 D A I J O B U
- 三 代表者の氏名  
横山 紘一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県飯能市大字川寺七百四十五番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、近代（資本主義、機械的な組織・運営など）の行き詰まりを認識する方々に対し、自然・生命に関する体験・知識を提供することにより、近代と自然・生命との調和が取れた、本来の知性・生命力を發揮できる、大丈夫な生活・仕事を創造していくことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第二百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福寿草

三 代表者の氏名

須賀 則明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡神川町貫井百番地

五 定款に記載された目的

この法人は、国内企業の海外進出及び海外企業の国内進出することについての支援を行う。

介護を必要とする高齢者に対し、住宅及び介護サービスを提供し、安心した社会生活を営むことができる場を提供する。

また、身体障害者及び路上生活者や、火災、立ち退き等により住宅に困っている生計困難者に対し、社会的生活を営むことができるようにするため、就業の場及び住宅を提供する活動を通じて、豊かな心と潤いのある生活文化を実現できるよう効果的な情報発信を心がけ、広く文化生活の振興を図ることを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第二百七十八号

杉戸町の区域内において行われる杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書の計画等策定者の氏名及び住所等について公告し、及び当該報告書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 計画等策定者の氏名及び住所

イ 氏名

埼玉県公営企業管理者 石田 義明

ロ 住所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

二 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業

ロ 種類

複合事業（工業団地の造成、流通業務施設用地の造成）

三 縦覧期間

平成二十五年三月十二日（火）から同年四月十二日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

四 縦覧の時間及び場所

イ 時間

ロの場所における開庁時間

ロ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

春日部市環境保全課

幸手市産業団地整備推進室

杉戸町産業団地拡張推進室

千葉県野田市環境保全課

茨城県境町生活安全課

五 意見書の提出

当該報告書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、計画等策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十五年三月十二日（火）から同年四月十二日（金）まで

ロ 提出先

埼玉県地域整備事務所



# 告 示

埼玉県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん上里店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千三十二 一外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二一九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

### ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

### 二 届出年月日

平成二十五年二月二十八日

## 二 縦覧期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年七月十二日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年七月十二日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第二百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー戸田駅前店

埼玉県戸田市大字新曾字柳原六百五十一番一

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十一月一日

### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百六十九平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第二百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド埼玉新座店

埼玉県新座市野火止六丁目七百二十番一外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町一番一号

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年十一月一日

### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千五百三十平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二〇一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一〇〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三七立方メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第二百八十二号

測量計画機関の長である東松山市長森田光一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（都市再生地籍調査に伴う基準点のパラメータ補正）

三 作業地域

東松山市松葉町四丁目、石橋、上野本地内

四 作業期間

平成二十四年十月一日から平成二十五年三月十五日まで

# 告 示

埼玉県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 都市計画の種類及び名称

寄居都市計画道路三・四・二十東伴場地通り線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

### イ 追加する土地の区域

寄居町大字富田字東伴場地の一部

### ロ 削除する土地の区域

寄居町大字富田字東伴場地の一部

## 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課

## 四 縦覧期間

平成二十五年三月十二日から平成二十五年三月二十六日まで



## 告 示

埼玉県告示第二百八十四号

所沢市長から所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>保谷志木線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>志木市本町一丁目二四七四番六地先から 同市本町一丁目二四七八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十九年九月二十一日埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三・八四メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年三月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>加須北川辺線</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市中樋遣川字北瀬田和 一七四八番九地先から 加須市中樋遣川字七釜戸 三一二三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年三月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良工事による。 平成二十四年三月三日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長九〇・四七メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令川建セ第二四〇〇九三〇号

## 二 検査済証番号

平成二十五年三月七日

川建セ第二四〇一二三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷字御殿一〇番二、一二番四、九番四、一〇番

## 三

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市山崎町四番地二四 ハイツ INOMATA101

鈴木 和晴

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令川建セ第二四〇〇九四〇号

二 検査済証番号

平成二十五年三月七日

川建セ第二四 一二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字裏屋敷一二三七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪二丁目二番地一八ピネスA 201

小高 正明

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

## 一 許可番号

平成二十五年二月二十八日

指令越建セ第二四〇〇四六一号

## 二 検査済証番号

平成二十五年三月八日

越建セ第六一〇一一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目二千二百四十九番三の一部（第一工区）

## 四 公共施設の種類、位置及び区域

道路等

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目二千二百四十九番三の一部（第一工区）

## 五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝



## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十五年二月二十八日

指令越建セ第二四〇〇四六一号

### 二 検査済証番号

平成二十五年三月八日

越建セ第六一一一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目二千二百四十九番三の一部（第二工区）

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

# 告示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
絵画	紙本着色鳴鶏 小茂田 青樹筆 一双	埼玉県さいたま市 浦和区常盤九丁目 三十番一号	埼玉県（埼玉県立 近代美術館）

# 告示

## 埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	松原の真言	埼玉県桶川市大字川田谷 字松原	松原の真言保存会

# 告示

## 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
天然記念物	大山沢のシオジ林	埼玉県秩父市中津川 字大山沢五百三十番 地の一部（中津川 有林七林班ろ・は に・ほ小班）	埼玉県
天然記念物	龍穩寺の着生植物群	埼玉県入間郡越生町 大字龍ヶ谷四百五十 二番地一・四	宗教法人龍穩寺

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十三号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十二条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定天然記念物の指定を解除する。

平成二十五年三月十二日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
天然記念物	竜穩寺のモミ 及び着生植物	埼玉県入間郡越生町 大字竜ヶ谷四五二ノ 四	竜穩寺	昭和四十八年 四月二十七日

# 告示

埼玉県選管告示第十五号

平成二十五年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十五年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、五八七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三四、九一六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、一六六人

南第二区

一四三、一五七人

南第三区

二三、二四一人

南第四区

三八、一二四人

南第五区

三〇、四八一人

南第六区

四二、六六四人

南第七区

二五、九三九人

南第八区

二五、三四一人

南第九区	三九、八一二人
南第十区	四六、八八四人
南第十一区	三〇、〇九四人
南第十二区	三〇、五二七人
南第十三区	六一、三六八人
南第十四区	三一、九三九人
南第十五区	一九、一〇五人
南第十六区	三〇、五〇一人
南第十七区	一九、四五九人
南第十八区	四三、四六三人
南第十九区	一九、四八五人
南第二十区	三二、七二九人
南第二十一区	三四、七五一人
南第二十二区	二〇、九八〇人
西第一区	九三、七〇一人
西第二区	四〇、六五四人
西第三区	二二、五七八人
西第四区	四二、九二四人
西第五区	一五、六六九人
西第六区	二九、〇八〇人
西第七区	二三、六九一人
西第八区	九三、六〇四人
西第九区	一五、六一八人
西第十区	一三、四六二人
西第十一区	二七、二二五人
西第十二区	一八、九二九人
西第十三区	一一、八八二人
西第十四区	二四、三一六人
西第十五区	二六、九七五人
北第一区	一八、四二一人
北第二区	一二、二三〇人
北第三区	一五、二九四人
北第四区	二一、四二九人
北第五区	四九、〇六八人

北第六区  
東第一区  
東第二区  
東第三区  
東第四区  
東第五区  
東第六区  
東第七区  
東第八区  
東第九区  
東第十区  
東第十一区  
東第十二区  
東第十三区  
東第十四区  
東第十五区

五五、二六九人  
二三、四五〇人  
一五、二四八人  
一八、七七九人  
一五、二一〇人  
一九、三五〇人  
一七、五九八人  
二八、八五五人  
五五、二六三人  
八八、五六四人  
二二、二二六人  
三六、三四一人  
一七、六七八人  
一五、〇〇五人  
三一、四六三人  
一七、七一〇人